

## 滋賀県における環境学習関連条例、計画の策定をめぐるこれまでの動き

平成 8 年 3 月 **滋賀県環境基本条例** 制定

(第 14 条 環境学習の促進)

県は、県民および事業者の環境の保全についての理解と認識を深めることとなる学習が促進されるよう、情報の提供、普及啓発、人材の育成、交流の場の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

平成 9 年 10 月 滋賀県環境総合計画策定

(第 1 節 基本的な環境保全施策 - 7 . 環境学習を進める)

目標 自然とのふれあいと体験や実践活動を重視した環境学習を推進する

施策 生涯にわたる環境学習の体系的な推進

実践や体験を通じた環境学習の推進

環境学習の基盤の整備と交流の推進

平成 11 年 12 月 これからの環境教育・環境学習 持続可能な社会をめざしてー  
中央環境審議会答申

平成 12 年 10 月 滋賀県環境学習懇話会設置

平成 13 年 5 月 **滋賀らしい環境学習を進めるために～提言～**

滋賀県環境学習懇話会から -

体系的総合的な環境学習の推進

- ・次代を担う若い世代（特に幼児期とその家族）を対象とした環境学習を推進すること
  - ・今後「総合的な学習の時間」の導入に伴い、環境教育の重要度が増す学校教育での環境学習の取り組みをサポートするための体制を、全庁的なものとする必要があること
- 地域に根ざした環境学習の推進
- ・環境汚染、自然保護など従来の視点に加え、環境学習の視点を食・住・歴史・文化などへと幅を広げること
  - ・水を素材としたプログラムの開発や、流域と一体となった環境学習を推進すること
- 人材の育成と環境学習情報システムの整備
- ・地域での人材の発掘、育成と、こうした人材が環境学習の場で活動できる仕組みづくりを進めること
  - ・人材、教材、施設などの環境情報を一元的に管理し、必要な形で提供する環境学習のコーディネートシステムを構築すること

環境学習の場づくり

- ・小河川や水田、鎮守の森などの普段の生活における様々な場が環境学習のフィールドになることを再認識すること
- ・体系的総合的な環境学習を進めるため、人と情報発信機能を一元化し、拠点となるセンター的機能を持った施設を充実させること

平成13年度 環境学習コーディネートシステム検討会のまとめ

コーディネートシステムの構築に向けて

- ・コーディネーターおよび地域サポーターの育成
- ・環境学習情報システムの構築

平成14年2～3月 滋賀県環境学習情報システム検討調査

6月 報告書まとめ

一般的な情報機能で蓄積された環境情報をベースに実際の環境学習活動の取組につながる機能が必要であり、活動内容の情報発信や情報交換の機能が大切

平成15年 3月 ともに学び 人と人をつなぐ環境学習プログラム

- 平成14年度環境学習コーディネート・ワーキング報告書 -

具体的な環境学習プログラムの作成、実施

- ・草津市立志津小学校5年生の総合的な学習の時間を活用した環境学習
- ・八日市河辺いきものの森をフィールドとし、NPO（遊林会）がサポートして進める、八日市北小学校4年生の環境学習

平成15年 7月 **環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に**

**関する法律** 公布

（平成15年10月一部施行、平成16年10月完全施行）

平成15年10月 滋賀県環境学習推進会議設置

平成16年 3月 **滋賀県環境学習の推進に関する条例** 公布

（同4月1日施行）

（第6条 計画の策定等）

知事は、環境学習の体系的、総合的および効果的な推進を図るため、環境学習の推進に関する計画（以下「計画」という。）を策定するものとする。

（第8条 拠点としての機能を担う体制の整備）

県は、県民等の環境学習が効果的に行われるよう、環境学習を推進するための拠点としての機能を担う体制を整備するものとする。

平成16年 3月 新滋賀県環境総合計画～環境滋賀モデル創造プラン～策定

（第1章 基本施策の推進 - 第6節 確実な環境配慮の実践）

目標 体系的・総合的な環境教育・環境学習を推進し、環境意識の定着を図る

環境教育・環境学習を推進し、環境保全のための具体的行動ができる人づくりに努める

環境に配慮した事業活動の育成・支援に努める

環境配慮型製品の普及に努める

施策の方向 環境教育・環境学習の推進

新しい環境習慣の推進

環境調和型産業への転換



## 施策の展開

- ・低炭素社会の実現に向けて  
地球温暖化への理解と認識を深めて、省資源・省エネルギーをはじめとする環境保全のための具体的行動の実践へとつなげる。
- ・琵琶湖環境の再生に向けて  
琵琶湖をはじめとする豊かな自然環境、地域固有の伝統文化や歴史などの素材、地域の人材を活かした環境教育・環境学習により、自分たちの地域環境は自分たちで良くしていくという気運を高める。

平成22年 4月 滋賀県環境学習支援センターを琵琶湖博物館に移管し、  
琵琶湖博物館環境学習センターと改称

### 移管の背景

環境学習支援センターにおいて蓄積した情報、市町・NPOとのネットワークおよび教材等の資源と、琵琶湖博物館の学芸員等の人材、展示・学習施設等の資源を有機的かつ一体的に提供することで、環境学習の一層の推進を図る。

平成23年 3月 滋賀県環境学習推進計画（第2次）策定

### 改定にあたっての基本的な考え方

現行計画の基本的な枠組みを維持しつつ、新たに重点的な取組方向として、1)低炭素社会づくりに係る環境学習の推進、2)体系的な自然体験学習の推進を明記。

また、計画の進行管理と評価に関し、県の環境学習関連施策の実施状況について自己評価するとともに、他の主体が滋賀県内で実施している環境学習を把握、整理することとした。

平成23年 6月 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律 公布  
(平成23年10月一部施行、平成24年10月全面施行)